

職業安定分科会(第 203 回)	資料1-1
令和6年1月 19 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 要綱

厚生労働省発職 0119 第 3 号

令和 6 年 1 月 19 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金について、対象期間の初日が令和六年一月一日から起算して六月が経過する日までの間にあり、かつ、令和六年能登半島地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、次の特例措置を講ずるものとする。

一 過去三年以内に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けたことがある場合について、当該雇用調整助成金の支給に係る日数を休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けようとする場合の受給可能日数から減じないこと。

二 本特例措置の対象として雇用調整助成金が支給された休業等の日数を、後に別途受給する場合の雇用調整助成金に係る受給可能日数から減ずることとされている過去の受給日数に含めないこと。

三 継続して雇用された期間が六箇月未満の雇用保険の被保険者の休業等又は出向について、支給対象とすること。

四 過去に受給した雇用調整助成金の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を経過していない場合について、支給対象とすること。

五 令和六年能登半島地震に際し新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内に所在する事業所における休業等又は出向に係る助成率を二分の一から三分の二（中小企業事業主にあつては、三分の二から五分の四）に引き上げること。

六 令和六年能登半島地震に際し新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内に所在する事業所における休業等に係る雇用調整助成金について、その支給要件を、判定基礎期間における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数が、当該対象被保険者に係る所定労働延日数の三十分の一（中小企業事業主にあつては、四十分の一）以上であることとともに、その支給上限日数を百日から三百日に引き上げること。

第二 その他

一 この省令は、公布の日から施行し、第一の特例措置は、令和六年一月一日以降に開始した休業等又は出向について適用すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。